

## 役員等報酬規程

### ( 目的 )

第1条 この規程は、社会福祉法人敬寿記念会以下「当法人」という。定款第八条及び二十一条の規定に基づき評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### ( 役員報酬 )

第2条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が 1,488,000 円を超えない範囲とする。

3 当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が 96,000 円を超えない範囲とする。

### ( 非常勤役員等の報酬等の算定方法 )

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費、(交通費、宿泊料)を支給する。

2 理事会及び評議員会等の会議に出席した場合の交通費については職員給与規程 別表 3 諸手当基準表 4 通勤手当の規定に準ずる額を支給する。

### ( 当法人職員給与との併給 )

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月5日とし、各役員の口座に振り込むものとする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第7条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した場合、監事が監査を実施した場合の他、法人及び施設業務のために出勤した場合に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

4 理事長が月の途中における就任、退任、又は、解任の場合の報酬は、その月の出勤回数により支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和元年6月13日から施行する。

この規程は、令和元年8月 日 から施行する。

別表 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

	1回
評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000円

(2) 理事

	1回
理事会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000円

(3) 監事

	1回
監事監査等への出席・理事会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000円

(4) 理事長

業務の執行状況の確認や決裁業務	月額100,000円
-----------------	------------